



平成27年1月9日

各 位

会 社 名 スリープログループ株式会社
本社所在地 東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号
代 表 者 代表取締役社長 村 田 峰 人
(コード番号 2375 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員 C F O 肥 田 理
(TEL 03-6832-3260)

定時株主総会の付議議案ならびに社外取締役および監査役に対するストックオプション

(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成27年1月29日開催予定の第38期定時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、取締役、監査役の選任につきましては、平成27年1月29日開催予定の第38期定時株主総会での承認可決後、正式に就任の予定です。

記

1. 定時株主総会付議議案

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 社外取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額および具体的な内容決定の件

2. 取締役5名の選任について(平成27年1月29日付)

氏 名	新 職	選任の種別
むらた みねと 村田 峰人	代表取締役社長	再任
ふるの たかし 古野 孝志	取締役副社長	再任
ロバート ファン Robert Huang	取締役	再任
せきど あきお 関戸 明夫	取締役会長	再任
きたむら あきひこ 北村 章彦	社外取締役	再任

3. 監査役3名選任について(平成27年1月29日付)

い だ まこと 井田 眞	常勤監査役	再任
か じ せいすけ 加地 誠輔	社外監査役	再任
いなむら かつみ 稲村 勝己	社外監査役	新任

*現社外監査役の石井泰次は一身上の都合により、平成27年1月29日をもって辞任いたします。

(1) 新任監査役候補者の略歴

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および略歴	所有する当社の株式数
いなむら かつみ 稲村 勝己 (昭和40年4月3日生)	平成元年4月 野村証券株式会社入社 平成12年4月 損保ジャパン株式会社(現損保ジャパン日本興亜株式会社)入社 平成13年4月 SBI証券株式会社入社 平成14年4月 KOBE証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社)入社 平成18年4月 Eオーナーズ株式会社 代表取締役就任 平成23年11月 SPRING株式会社入社 平成24年3月 同社 取締役就任(現任) 平成24年6月 WELLCOM株式会社 取締役就任(現任) 平成24年9月 WELLCOM IS株式会社 取締役就任(現任)	—

4. 社外取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額および具体的な内容について

当社の取締役及び監査役に対する報酬額は、平成21年1月29日開催の第32期定時株主総会において、取締役について年額3億円以内(うち社外取締役の報酬額を5,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)、監査役について年額1億円以内に改定してご承認いただき、更に取締役については、平成26年1月29日開催の第37期定時株主総会において、従来の取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額3,000万円以内で発行することにつきご承認を頂いて、今日に至っておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、社外取締役及び監査役に対しても、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することといたしたく、当該ストックオプションに関する報酬等の額及び具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額については、年額3,000万円以内とする点に変更せず、そのうち年額1,000万円以内を、社外取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額とすることについてご承認をお願いするものであります。また、監査役については、従来の監査役の報酬額とは別枠で、監査役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1,000万円以内で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションの付与については、新株予約権の割当を受けた社外取締役または監査役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストックオプションの報酬等の額は、新株予約権を割当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は3名であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は3名となります。

記

取締役及び監査役に報酬として発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。

なお、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきときは、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は合併比率等に応じ必要と認め付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

取締役については100,000個（うち社外取締役については30,000個）を、監査役については30,000個を、各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権の上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記（1）に定める場合に該当する場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、当該払込金額は、各取締役及び監査役の当社に対する同額の報酬債権と相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は以下の通りとする。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から4年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から5年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使はこれを認めない。
- ③ 新株予約権者は、禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令または当社の内部規律に違反したことが無いことを要す。

(8) 新株予約権の取得条項

- (ア) 当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使に該当しなくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日を以て、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (イ) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日を以て、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容等については、取締役会の決議によって定める。

以 上